

下水道管渠更生工事における入札参加資格 及び施工体制に関する要領の見直しについて

【趣 旨】

下水道管渠更生工事では、これまで「下水道管渠更生工法及び更生工事業者選定要領（以下、「現要領」という。）」に基づき、本市独自に定めた「更生技術者」の認定を行い、運用してきました。今般、平成29年7月に改訂された「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-（（公社）日本下水道協会）（以下、「ガイドライン」という。）」に管渠更生工事の施工管理に関する資格が示されました。

このため、下記のとおり見直しを行い、「福岡市下水道管渠更生工事における入札参加資格及び施工体制に関する要領（以下、「新要領」という。）」を運用することとしましたのでお知らせします。

【見直しの内容】

1. 内 容

更生技術者の確認資料が「更生技術者認定書(A)(B)（以下、「認定書」という。）」から、「ガイドラインにおいて、管渠更生工法の施工管理に関する資格として記載されている資格（以下、「管渠更生工法資格」という。）」に変更するものです。

- ① 現要領で求めていた「更生技術者(A)」及び「更生技術者(B)」は**令和8年3月31日までで廃止**となります。
- ② 施行日からは新要領で求める更生技術者は「管渠更生工法資格を有する者」となります。
- ③ 現要領から新要領へ見直すにあたり、**移行期間を設けます。**
(移行期間中は、認定書または管渠更生工法資格者証にて確認します)
- ④ **令和8年4月1日から新要領へ完全に移行**します。

<管渠更生工法資格>

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・ 下水道管路更生管理技士 | ((一社)日本管路更生工法品質確保協会) |
| ・ 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門） | ((公社)日本下水道管路管理業協会) |
| ・ 下水道管きょ更生施工管理技士 | ((一社)日本管更生技術協会) |

2. 新要領の施行日

令和3年4月1日

※ 資格取得に期間を要するため、移行期間を令和8年3月末日まで(5年間)とする。
なお、現要領(更生技術者A・B)の新規・更新受付期間は令和5年度末まで(3年間)とする。

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
現要領							
★H29.7 ガイドライン改訂	★ 通知 (本紙)	新要領運用開始					

移行期間：5年間
(R3～R7年度)

4. 対象工事

道路下水道局が発注する、すべての下水道管渠更生工事

以上

<お問い合わせ>

道路下水道局計画部下水道事業調整課

電話：092-711-4428